

**岡山駅前広場への路面電車延伸事業に係る
環境管理結果報告書（令和4年度工事）**

令和5年5月



目 次

第 1 章 都市計画決定権者の名称、代表者の名称及び主たる事業所の所在地	1
第 2 章 都市計画決定権者の名称、種類及び規模	2
第 3 章 環境管理を行った結果の概要を環境管理の項目ごとにとりまとめたもの	3
3.1 概要	3
3.2 廃棄物	4
第 4 章 環境管理の内容を変更した場合は、変更の内容及びその理由	6
第 5 章 前各号に掲げるもののほか、環境管理について必要な事項	7

第1章 都市計画決定権者の名称、 代表者の名称及び主たる事業所の所在地

都市計画決定権者の名称 : 岡山市

代表者の氏名 : 岡山市長 大森 雅夫

主たる事務所の所在地 : 岡山市北区大供一丁目1番1号

第2章 都市計画決定権者の名称、種類及び規模

都市計画対象事業の名称 : 岡山駅前広場への路面電車延伸事業

都市計画事業の種類 : 軌道の建設及び改良

都市計画事業の規模 : 新停留所 1箇所、軌道新設約 100m
岡山駅東口駅前広場整備 24,700 m²

第3章 環境管理を行った結果の概要を 環境管理の項目ごとにとりまとめたもの

3.1 概要

評価書に記載されている環境管理の内容について、表 3.1.1 に示す内容を実施した。廃棄物において、目標値を達成した。

なお、工事中に実施すべき環境管理項目の大気環境（粉じん等）については、地下街補強施工時が最大となるものと予測しているため令和 4 年度工事においては実施していない。

表 3.1.1 環境管理実施一覧表（令和 4 年度）

項目		期間	実施の有無
大気環境	粉じん等	工事の影響が最大となる時期に 1 ヶ月	—
廃棄物	建設工事に伴う副産物	工事中の毎年 1 回	○
大気影響	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	供用後 1 回	—
	騒音	供用後 1 回	—
	振動	供用後 1 回	—

※凡例 ○：実施、—：未実施

3.2 廃棄物

3.2.1 調査内容

(1)調査項目

評価書に記載されている環境管理項目のうち、廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊）において、発生量、処分量及び再利用・再資源化率を調査した。

(2)調査地点

調査地点は、岡山駅東口駅前広場および市道南方柳町線である。

(3)調査時期

調査時期は、令和5年3月までを対象とした。

(4)調査方法

調査方法は、再生資源利用（促進）実施書及びマニフェスト（写）により確認した。

3.2.2 調査結果

切土工等又は既存の工作物の除去に伴う副産物の再資源化を図るため、環境保全措置として「建設廃棄物の分別・再資源化の徹底」を実施することとしている。

廃棄物の発生量、処分量及び再利用・再資源化率の状況は表3.2.1及び表3.2.2に示すとおりである。

令和4年度工事（令和5年3月時点）において、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再利用・再資源化率は100%であり、目標値（99%以上）を達成した。

なお、工事により発生する建設副産物については、できる限り再利用に努めるとともに、再利用できないものについては、関係法令等を遵守し、適正に処理・処分を行うこととしている。

今後も引き続き環境保全配慮事項を適切に実施し、廃棄物の再利用・再資源化に努める。

表3.2.1 コンクリート塊の発生量、処分量及び再利用・再資源化率の状況

調査年度	工事名	発生量及び処分量			再利用・再資源化率
		発生量	再利用量・再資源化量	処分量	
令和3年度	岡山駅前広場整備に伴う排煙塔他移設工事	152.24t	152.24t	0.00t	100%
令和4年度	市道南方柳町線道路改良工事(4-1)	25.86t	25.86t	0.00t	100%
	岡山駅東口駅前広場整備工事(その1)	231.56t	231.56t	0.00t	100%
累計		409.66t	409.66t	0.00t	100%

表3.2.2 アスファルト・コンクリート塊の発生量、処分量及び再利用・再資源化率の状況

調査項目	工事名	発生量及び処分量			再利用・再資源化率
		発生量	再利用量・再資源化量	処分量	
令和3年度	岡山駅前広場整備に伴う排煙塔他移設工事	28.85t	28.85t	0.00t	100%
令和4年度	岡山駅東口駅前広場電気設備工事(4-1)	40.00t	40.00t	0.00t	100%
	市道南方柳町線道路改良工事(4-1)	94.24t	94.24t	0.00t	100%
	岡山駅東口駅前広場整備工事(その1)	77.94t	77.94t	0.00t	100%
累計		241.03t	241.03t	0.00t	100%

第4章 環境管理の内容を変更した場合は、変更の内容及びその理由

環境管理の内容の変更なし

第5章 前各号に掲げるもののほか、環境管理について必要な事項

特になし